

施策特記仕様書

この特記仕様書は、発注工事に関し必要な事項を定める。 この特記仕様書は、次の工事に適用する。 工 事 名 熊谷農業高校生産物販売所新築工事 工事場所 熊谷市大原4丁目1537-8の一部、1545-1の一部 この特記事項のうち選択する事項は、○印の付いたものがなければ、※印を適用し、・印のものは適用しない。 この特記仕様書に定めのない事項については、必要に応じて発注者と受注者とが協議して定める。	
・部分引渡しに関する特記	指定部分 ※無 ・有 (○○棟○○階 工期：令和 年 月 日)
○主任(監理)技術者の専任期間に関する特記	建設業法により専任が必要になった場合は次のとおりとする。 1 専任期間の始期 請負契約締結の日から、 ※現場施工に着手するまで(現場事務所の設置、資器材の搬入又は仮設工事等が開始されるまで)の期間 については、主任技術者又は監理技術者の専任を要しないものとする。 2 専任期間の終期 工事完成後、検査が終了し(発注者の都合により検査が遅延した場合は除く。)、事務手続き、後片付けのみが残っている場合は、主任技術者又は監理技術者の専任を要しないものとする。 3 専任期間の中断 自然在外の発生または埋蔵文化財調査等により発注者からの通知により、工事を全面的に一時中止にしている場合は、主任技術者又は監理技術者の専任を要しないものとする。
・余裕期間の設定に関する特記	本工事は、埼玉県県土整備部「余裕期間設定工事」の試行対象工事である。 2 余裕期間は、本工事の契約締結日から工期始期の前日までの期間とする。 3 CORINS に登録する工期、技術者等の従事期間は契約書に記載する工期(工期始期から工期終期)とする。 4 余裕期間内は、主任技術者又は監理技術者及び現場代理人を設置することを要しない。 5 本工事現場における受注者の管理責任は、工期始期から発生するものとする。 6 余裕期間内において、受注者は、測量、資材の搬入及び仮設物の設置等の準備工事を含め、工事に着手してはならない。ただし、現場に搬入しない資材等の準備については、余裕期間内であっても受注者の責任により行うことは認めるものとする。 7 試行要領は、埼玉県県土整備部建設管理課ホームページで確認のこと。 埼玉県県土整備部「余裕期間設定工事」試行要領

	〔埼玉県建設管理課ホームページ〕 https://www.pref.saitama.lg.jp/a1002/yoyuukikan/yoyuukikan-annai.html
◎現場施工期間に関する特記	本工事の施工条件は次のとおりとする。 1 作業可能とする期間 現場施工期間 契約日 から 令和9年3月31日 まで (1) 上記に含む期間 ア 土曜日 イ 日曜及び祝日 ウ 作業不可とする期間以外 2 作業不可とする期間 (1) 授業などが実施されており、騒音発生作業等により学校運営に支障を与える期間 (2) 冬季休暇期間 令和8年12月25日 から 令和9年1月3日 まで 3 現場施工期間は、施設管理者との調整により変更することがある。また、工事工程の詳細は、施設管理者と調整の上、決定する。 なお、施設管理者との調整の結果、夜間作業が発生する場合は設計変更に係る協議の対象とする。
・猛暑による作業不能日数に関する特記	本工事は、猛暑による作業不能日数を次のとおり見込んでいる。 (1) 作業不能日数：●日間 (2) 上記(1)は、環境省が公表する関東地方_埼玉県_●●地点におけるWBGT値（気温、湿度、日射・輻射を考慮した暑さ指数）過去5年分（令和●年～●年）について、WBGT値が31以上となった時間を算定し、日数に換算したもの5年分を平均したもの。 (3) 気象状況により工期中に発生した猛暑による作業不能日数（当該現場における定時の現場作業時間において、環境省が公表する関東地方_埼玉県_●●地点におけるWBGT値が31以上となり、かつ受注者が契約工事単位で全作業を中断し、又は現場を閉所した時間を算定し、日数に換算したもの（小数点以下第一位を四捨五入する。））が(1)の日数から著しく乖離した場合には、受注者は発注者へ工期の延長変更を協議することができる。
・教育局所管施設の工事等に係る文化財関連手続きに関する特記	本工事場所は次の区域等に指定等されているため、施工計画の作成及び施工にあたっては関係法令等を遵守すること。 また、関連工事と調整の上、官公署その他の関係機関への必要な届出手続等を直ちに行うこと。 ・ 史跡名勝天然記念物等 ・ 周知の埋蔵文化財包蔵地 ・ 有形文化財（建造物）
・建設発生土に関する特記	建設発生土の搬出先は以下とする。 「△△△△」（所在地 ○○市○○地先）
◎埼玉県営繕工事における	本工事は、埼玉県営繕工事における ◎「週休2日制モデル工事（現場閉所型（完全週休2日I型）」（R8.2.1～）

「週休 2 日制モデル工事」 特記	・「週休 2 日制モデル工事（現場閉所型（完全週休 2 日Ⅱ型）」（R8. 2. 1～） ・「週休 2 日制モデル工事（交替制（完全週休 2 日Ⅰ型）」（R8. 2. 1～） ・「週休 2 日制モデル工事（交替制（完全週休 2 日Ⅱ型）」（R8. 2. 1～） の試行対象工事である。 試行の実施は、埼玉県営繕工事における「週休 2 日制モデル工事」試行要領によるものとする。試行要領は、埼玉県県土整備部建設管理課ホームページで確認のこと。 埼玉県県土整備部建設管理課ホームページ https://www.pref.saitama.lg.jp/a1002/syukyu2modelkenchiku.html
・ゼロ債務負担行為設定工事に関する特記	請負契約締結後、前払金の支払いについては、令和△△年度の支払いは行わないものとする。前払金の請求は、令和□□年度以降とする。
○埼玉県営繕工事情報共有システムに係る特記	本工事は、埼玉県が発注する営繕工事（以下、「工事」という。）において、情報共有システムを活用するものとして ※発注者が指定する工事 ○受注者が希望する工事 である。 ただし、発注者は、発注者が指定する工事において、やむを得ない理由があると認められる場合は、受発注者間の協議のうえ対象外とすることができる。 実施にあたっては、『埼玉県営繕工事情報共有システム実施要領』に基づくものとするので予め県のホームページを参照すること。 工事情報共有システム（ASP 方式）の導入について （埼玉県県土整備部建設管理課ホームページ） https://www.pref.saitama.lg.jp/a1002/koji_jyoho_kyoyusystem.html
○埼玉県営繕工事の建設現場における遠隔臨場に係る特記	本工事は、埼玉県営繕工事の建設現場における遠隔臨場に関する試行工事として ・発注者が指定する工事 ※受注者が希望する工事 である。 「埼玉県営繕工事の建設現場における遠隔臨場に関する試行工事（以下、「本試行工事」という。）』は、工事受注者における「監督員の立会い等に伴う手待ち時間の削減や確認書類の簡素化」や発注者（監督員）における「従来の臨場の削減による効率的な時間の活用」等を目指し、動画撮影用のカメラ等により撮影した映像と音声を Web 会議システム等を利用して配信し、公共建築工事標準仕様書、公共建築改修工事標準仕様書（以下「標準仕様書等」という。）に定める「監督職員の立会い」、「監督職員と協議」、「監督職員の検査」及び「関連工事等の調整」を行うものである。 なお、埼玉県が発注する営繕工事では、発注者が指定する工事、または、それ以外の工事で受注者が希望する工事について、遠隔臨場を試行するものとする。 試行にあたっては、『埼玉県営繕工事の建設現場における遠隔臨場に関する試行要領』に基づくものとするので予め県のホームページを参照すること。 埼玉県県土整備部建設管理課ホームページ https://www.pref.saitama.lg.jp/a1002/koji_jyoho_kyoyusystem.html

◎建設キャリアアップシステム(CCUS)活用モデル工事に係る特記	本工事は、「建設キャリアアップシステム(CCUS)活用モデル工事 ・発注者指定型 ※受注者宣言型」の対象工事である。 詳細は、「埼玉県都市整備部建設キャリアアップシステム(CCUS)活用モデル工事試行要領」を参照とすること。 建設キャリアアップシステム(CCUS)活用モデル工事(都市整備部) 〔埼玉県都市整備政策課ホームページ〕 https://www.pref.saitama.lg.jp/a1101/ccus.html
・入札時積算数量書活用方式に係る特記	本工事は、入札時積算数量書活用方式の対象工事である。 本方式では、入札時において発注者が入札時積算数量書を示し、入札参加者が入札時積算数量書に記載された積算数量を活用して入札に参加することを通じ、工事請負契約の締結後において、当該積算数量に疑義が生じた場合に、発注者及び受注者は、入札時積算数量書に基づき、積算数量に関する協議を行うことができる。 実施にあたっては、『埼玉県営繕工事における入札時積算数量書活用方式試行要領』によるものとする。試行要領は、埼玉県県土整備部建設管理課ホームページで確認のこと。 埼玉県県土整備部建設管理課ホームページ https://www.pref.saitama.lg.jp/a1002/nyusathujisekisansuryo.html